

「産総研TPECインターンシップ制度」要綱

制定 平成25年4月2日

1. 制度の目的

産総研 TPEC[※]インターンシップ制度（以下、「TPEC インターンシップ」という。）とは TPEC 事業における人材育成を実施するため、TIA パワーエレクトロニクスコア研究領域の最先端インフラ及び環境を活用して、国際的かつ高度に専門的な能力を持つ研究開発人材を育成し、産業界が必要としている人材を輩出することを目的とする制度である。

TPEC インターンシップでは産総研職員の指導のもと、国内外の大学及び大学院の学生及びポストドクター研究員に実践的な研究業務を体験させる。具体的には、TIA パワーエレクトロニクスコア研究領域における講義または実習等の実施を行う。

※ TPEC（Tsukuba Power Electronics Constellations：つくばパワーエレクトロニクスコンステレーション）とは産総研が民間企業と実施している民活型研究共同体。産業界（TPEC 参画機関）から提供する共同研究費の一部を、我が国の将来を担う研究開発人材を産業界に持続的に輩出するために必要な人材育成経費に当てるものとしている。

2. TPEC インターンシップの概要

（1）TPEC インターンシップ生

TPEC インターンシップの募集に応募し、TPEC インターンシップにおける講義、実習及び実践研究（以下「TPEC インターンシップ講義・実習」という。）を行うことを認定された者を TPEC インターンシップ生とする。募集の対象者は、以下のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- ①学生（大学生、修士課程の大学院生（研究生を含む。ただし、各大学及び大学院が定める制度において研究生を受け入れている場合に限る。以下、同じ。）もしくは博士課程の大学院生）で所属大学または大学院からの推薦を受けた者。
- ②博士号を取得した研究生、もしくはポストドクター研究員（産総研と雇用関係にある者を除く。以下同じ。）。

（2）TPEC インターンシップ講義・実習内容

TIAパワーエレクトロニクスコア研究領域（新材料パワー半導体の普及による革新的省エネ社会の実現を見据えて、SiC等のワイドギャップ半導体の材料開発、デバイスからシステム応用までを見据えた統合的なパワーエレクトロニクスの研究開発・実証）における講義、実習及び実践研究を実施する。

3. TPEC インターンシップ事務局

TPEC インターンシップ講義・実習を管理・運営するために TPEC インターンシップ事務局（以下「事務局」という。）を置く。事務局は、次に掲げる職員によって構成する。

- ①TPEC インターンシップ事務局長（以下「事務局長」という。） 事務局長は、つくばイノベーションアリーナ推進部長とする。
- ②TPEC インターンシップ事務局員 事務局長より指名されたつくばイノベーションアリーナ推進部の職員とする。

4. TPEC インターンシップ生の受入れ手続き等について

(1) TPEC インターンシップ生の受入れ

TPEC インターンシップ生は、独立行政法人産業技術総合研究所技術研修規程（以下、「技術研修規程」という。）で定める研修員として受け入れるものとする。

(2) TPEC インターンシップ生の受入れから修了までの流れ

①TPEC インターンシップの受入れ手続き

事務局は、TPEC インターンシップ生を公募によって募集する。TPEC インターンシップ講義・実習を希望する学生、研究生、及びポストドクター研究員は、技術研修規程第3条および第4条で定める受入手続きを経て TPEC インターンシップ生として受け入れる。なお、公募は随時実施するものとし、TPEC インターンシップ講義・実習期間は1年以内、最大で5年まで継続可能とする。

②TPEC インターンシップ講義・実習の修了報告

TPEC インターンシップ生は、TPEC インターンシップ講義・実習が修了した後、技術研修規程第23条に定める修了概要報告書を作成して遅滞なく産総研に提出する。

(3) コンプライアンスの遵守

TPEC インターンシップ生は、TPEC インターンシップ講義・実習の実施にあたっては、産総研が定める研究者行動規範（平成18年1月1日制定）遵守に則り、コンプライアンスの遵守を心がけ、受入担当者（技術研修規程第6条で定める技術研修担当者）は、そのための管理監督・指導を行う。

①安全管理・情報セキュリティー研修等の受講

産総研の諸規程に基づき、必要な研修を受講する。

②研究ノート等の活用

情報セキュリティーおよび安全管理等に関する適切な管理運用のため、他の研究職員と同様、研究ノート等（産総研もしくは研究ユニット指定のもの）を活用すること。

5. 修了要件

TPEC インターンシップ生は、TPEC インターンシップ講義・実習項目毎のレポートの提出及び修了概要報告書の提出により、事務局長が修了と認めた場合は、TPEC インターンシップ生に TPEC インターンシップ講義・実習修了証書を授与する。

6. TPECインターンシップ講義・実習の旅費について

TPEC インターンシップでは、産総研のミッションに基づき、TPEC 事業における人材育成を実施する。そのため、当該制度においては TPEC インターンシップ生が TPEC インターンシップ講義・実習に参加するための必要経費として旅費(鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃、バス運賃等、日当、宿泊料及び食卓料)を独立行政法人産業技術総合研究所旅費規程の定めにより支給する。

7. 各種手続き

(1) TPECインターンシップ生の受入れ

TPEC インターンシップ生の外部人材事前登録は、事務局で行う。

(2) TPECインターンシップ講義・実習における旅費の申請

TPECインターンシップ講義・実習における旅費の申請は、事務局が旅費の額等、責務をもって行う。

8. 本要綱に定めのない事項については、事務局の判断によるものとする。

〒305-8568

茨城県つくば市梅園 1-1-1 つくば中央第 2 (本部情報棟 9 階)

産総研 つくばイノベーションアリーナ推進本部内

TPECインターンシップ事務局

電話 : 029-862-6138